特 記 仕 様 書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

・工　事　名　　搬入路整備工事（第１期）

・工 事 箇 所　　川島町大字山ケ谷戸地内外

（共通事項）

第３条　受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

工事完成後は、速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

① 500 ㎥以上の土砂を搬入する工事

② 500ｔ以上の砕石を搬入する工事

③ 200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

④ 最終請負金額１００万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

① 500 ㎥以上の建設発生土を搬出する工事

② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200ｔ以上搬出する工事

③ 最終請負金額１００万円以上の工事

２　受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第４条　受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資

源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

〇再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所 在 地	運搬距離
アスファルト	前田道路㈱・㈱島村工業共同企業体　川島アスコン	川島町釘無 274	5.6km
コンクリート	㈱ウチダ上尾 ECO センター	上尾市領家 1119-1	3.0 km

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

〇その他

2　受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3　受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第１項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4　受注者は、工事の施工に当たっては、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第５条　下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。 ※使用するものを選択して使用

資　材　名	規　　格	備　　考
再生砕石	RC-40	路盤材
再生砕石	RM-40	路盤材
再生密粒度 As	再生密粒度 As(13)	表層

なお、現場から４０kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（コリンズ（CORINS)への登録）

第６条　受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後（工事完成検査結果通知後）、土曜に、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額５００万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（施工等）

第７条　工区端部の既設舗装への擦り付け形状については、監督員と協議すること。

２　荒川上流河川事務所の要請により、堤防の掘削を伴う工事については非出水期中（１１月１日～５月３１日）に完了しなければならない。土砂の仮置き場が河川区域内であるため、土砂の搬入についても非出水期中に完了しなければならない。

（交通誘導警備員の配備体制）

第８条　本工事における交通誘導警備員の配備体制は、昼間２名以上の交通誘導警備員を配置すること。土砂の搬入時においては昼間４名以上の交通誘導警備員を配置すること。

（法定外の労災保険の付保）

第９条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（その他）

第１０条　調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。

第１１条　その他、本工事の内容に疑義がある場合は監督員と協議するものとする。